

権利関係⑧

保証・連帯保証・連帯債務

○×式確認問題

【解答・解説】

- ✕ 保証人となるべき者が、主たる債務者と連絡を取らず、主たる債務者からの委託を受けないまま債権者に対して保証しても、その保証契約は有効に成立しない。
保証契約は、債権者と保証人との意思表示の身で成立し、債務者の委託や承諾は必要ない
- ✕ 保証人となるべきものが、口頭で明確に特定の債務につき保証する旨の意思表示を債権者に対してすれば、その保証契約は有効に成立する。
保証契約の成立は、書面もしくは電磁的記録でなされなければ効力を生じない。口頭不可
- ✕ Aが、BのCに対する1,000万円の債務について保証人となる契約を、Cと締結した場合、CがAに対して直接1,000万円の支払いを求めた場合、BがCに600万円の債権を有しているときでも、Aは、1,000万円の保証債務を支払わなければならない。
主債務者Bが債権者に600万円の反対債権を有しているときは、保証人はその反対債権を援用することができるので、400万円の支払いをすればよい
- ✕ AがBに1,000万円を貸し付け、Cが連帯保証人となった。この場合において、Aは自己の選択により、B及びCに対して、各別に1,000万円全額の請求をすることができるが、同時に1,000万円全額の請求をすることはできない。
連帯保証人に対しては、各別に、また、同時に全額の請求をすることができる
- ✕ AがBに対して負う1,000万円の債務について、C及びDが連帯保証人となった場合（C D間に特約はないものとする）、CがBから1,000万円の請求を受けたときは、Cは、Bに対し、Dに500万円を請求するよう求めることができる。
連帯保証人には、分別の利益はなく、対債権者に対しては、各連帯保証人は、全額を保証しなければならない。但し、連帯保証人が複数人いて、一人が全額支払えば、他の連帯保証人から求償はできる
- ✕ AとBが1,000万円の連帯債務をCに対して負っている場合において、Aが債務を承認して時効の完成が猶予されると、Bの連帯債務の時効の進行には影響が及ぶ場合がある。
「承認」には相対的効力(相対効)しかなく、他の連帯債務者には影響は及ぼさない



AとBが、Cから土地を購入し、Cに対する代金債務については、連帯して負担する契約を締結した場合で、AとBの共有持分及び代金債務の負担部分はそれぞれ2分の1とする旨の約定があるときは、CはAとBに対して、それぞれに代金全額の支払いを請求することはできるが、同時に代金全額の支払いを請求することもできない。

債権者は、連帯債務者に対して、全額もしくは一部の支払いを、それぞれにもしくは同時にすることができる